

別紙 1

浅口市 CIO 補佐官等業務仕様書

令和 6 年 4 月

浅口市

1. 業務名称

浅口市 CIO 補佐官等業務

2. 業務の目的

2040 年には、少子高齢化により労働人口の減少が想定されます。自治体は、現在よりも少ない職員数で、住民サービスの水準を保ちつつ持続可能な運営を目指す必要があります。

本市では、自治体フロントヤード改革を通じて業務効率化を進め、限られた人員でも、現状と同等かそれ以上の運営を行える体制を整備することを目指しています。そのために、「書かない」「待たせない」「迷わせない」「行かせない」の4つの原則に基づき、業務の構造自体を分析し、デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」と言います)への取り組みが必要と考えています。しかし、職員の知識や経験、業務負担を考慮すると、職員だけでの実施は困難という現実があります。そこで、DX 推進に関する専門的知識や経験を有する民間事業者の助言や支援を受け、市民の利便性向上や職員の働き方改革を進め、2040 年問題に対応するため自治体フロントヤード改革を推進していきたいと考えています。

本業務は、浅口市の自治体 DX に係る以下の(ア)～(エ)を支援し、令和 7 年度以降の本市の自治体 DX の取組に関する提案を行うことを目的とします。

- (ア) 自治体フロントヤード改革の推進
- (イ) 推進体制の再構築
- (ウ) 方針の見直し
- (エ) 認識共有・機運醸成

3. 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

デジタル戦略課指定場所

5. 業務内容

(ア) CIO 補佐官等の配置

本業務を遂行するために、次の人材要件を満たす人材を、CIO 補佐官として 1 名配置すること。なお、CIO 補佐官となる者が人材要件の全てを満たすことができない場合は、補助担当者を最大 2 名配置することで全ての人材要件を満たす体制での対応も可能とする。

<CIO 補佐官等の支援で期待されること>

- 情報共有: デジタル化に係る情報や事例を共有すること。
- 課題整理: デジタル化に係る本市の課題を整理すること。
- 要求・要件定義: デジタル化に係る本市の要求・要件を定義すること。
- 相談・助言: 本市のデジタル化の取組について相談・助言をすること。
- 上記も踏まえた本市のデジタル化に係る支援の進捗を把握すること。
- 本業務の目的達成に資すること。

【CIO 補佐官の人材要件】

① スキルレベル

自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準の(1)プロデューサーの条件を満たすこと

人材像	役割	望ましい主なスキル等
(1)プロデューサー	全庁的なデジタル変革を主導する	国の政策動向に関する知見、全体方針立案
(2)プロジェクトマネージャー	各プロジェクトの企画・推進を行う	企画構想、スケジュール管理、コスト管理
(3)サービスデザイナー	各プロジェクトにおけるサービス・業務の設計を行う	業務改革、サービス設計、UI・UX
(4)エンジニア	各プロジェクトにおけるテクノロジーの実装を担う	RPA、ローコード等に関する知見

② その他要件

- I. 本市職員を含む様々な利害関係者と円滑なコミュニケーションや連絡・調整ができること。
- II. 本業務において既存の行政経営の在り方に捉われない発想を本市に提供し、実践すること。

【CIO 補佐官または補助担当者の人材要件】

いずれか 1 名以上が満たすこと

① スキルレベル

- I. IPA(独立行政法人情報処理推進機構)が実施する情報処理技術者試験における情報セキュリティマネジメント試験又は基本情報技術者試験以上のレベルに合格していること。
- II. 業務遂行に係る基本的業務ツール(チャットツール、オンライン会議ツール、クラウドストレージ等)の活用に関する助言ができること。
- III. 生成 AI やローコード・ノーコードツールの活用に関する助言ができること。

② 実務要件 ※ I から V については、自治体での経験がない場合は民間企業での経験でも可

- I. 過去 5 年以内に、自治体 DX を統括する立場の者(CDO、DX 推進統括責任者等)、またはその立場の者を補佐した経験があること。
- II. 過去 5 年以内に、自治体において、BPR を推進した経験があること。
- III. 過去 5 年以内に、自治体の DX 推進に係る戦略策定や計画策定の経験があること。
- IV. 過去 5 年以内に、自治体のシステム調達に係る業務経験があること。
- V. 過去 5 年以内に、自治体職員に対する DX 研修を実施した経験があること。
- VI. 民間企業等のデジタル技術を活用する部門もしくは情報システムを所管する部門で管理職または同等の経験が 3 年以上あること。

(イ) 自治体フロントヤード改革の推進の支援

- ① 自治体フロントヤード改革を先進している他自治体の事例などの情報提供等を行うこと。
- ② 原課の現状を把握するためのアセスメント手法を提案すること。
- ③ 自治体フロントヤード改革実現に向けたロードマップ策定の支援を行うこと。
- ④ その他自治体フロントヤード改革の推進に関する支援を行うこと。

(ウ) 推進体制の再構築の支援

本市の DX 推進体制の再構築の支援を行うこと。

(現状)

現在本市では、副市長をトップとした DX 推進委員会を立ち上げているが、方針案決定のみとなっており、決裁権は市長となっている。市長をトップとした、行政経営会議(秘書政策課担当)において DX 推進委員会で諮っていない事が決定される。

デジタル戦略課(DX 及び情報担当)、秘書政策課(行革担当)があり、横連携がとれていない状況である。

(エ) 「浅口市 DX 推進方針」の見直しの支援

① 本市のデジタル化の現状把握・評価の支援

本市の自治体 DX を把握・評価するために、原課等の取組のアセスメント及び評価を把握するための手法を提案すること。

② 「浅口市 DX 推進方針」の見直しの支援

国の自治体 DX 推進計画が令和 5 年 11 月に改定されたことを踏まえ、「浅口市 DX 推進方針」の見直しの支援を行うこと。

③ 「(仮称)浅口市 DX 推進方針アクションプラン」の策定の支援

上記②で見直しを行った DX 推進方針のアクションプランの策定支援を行うこと。

(オ) 認識共有・機運醸成の支援

① 職員のデジタルリテラシー等の現状把握の支援

職員のデジタルリテラシー等を把握するためのアセスメント手法を提案すること。

② DX 研修実施支援

国・県のアドバイザー制度等を組み合わせて、本市の職員を対象とした DX 研修の実施を提案すること。

(令和 5 年度実施事例)

- ◆ 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業「地方公共団体の DX に関すること」
 - 課長以上の幹部職員向け DX 研修の実施(約 40 名中 28 名参加)「DX とは？」
 - 一般職員向け DX 研修の実施(約 200 名中 39 名参加)「DX とは？」
- ◆ 地域情報化アドバイザー派遣制度
 - 生成 AI 研修(9名参加)

(カ) 次年度の本市の DX 推進にかかる提案

本年度の支援を通して感じた課題等に対して、次年度の本市の DX の取組に関する提案をすること。

10 月下旬～11 月初旬に次年度当初予算の要求締め切りがあるため、予算要求が必要なものについては、10 月上旬頃を目途に提案すること。

(キ) その他

- ① 市の求めに応じて、市が主催する会議に参加し、必要な説明や情報提供等を行うこと。
- ② 本市の情報政策に係る相談・助言を行うこと。
- ③ その他、本業務の目的の達成に資する取組を提案すること。

6. 業務形態

月 4 回程度の支援を行うこととする。(最低 1 回は現地訪問、その他はオンラインでも可)

7. 成果物

本業務で想定している成果物及び納入期限は以下のとおりとし、詳細については契約時に本市と協議の上決定するものとする。

No	成果物	内容	納入期限
1	月次支援報告書	毎月の支援結果をまとめたもの	翌月末
2	業務実績報告書	1 年間の支援結果をまとめたもの	3 月末
3	その他	本業務に関連する資料	随時

- 成果物は電子データとすること。
- 成果物の管理及び権利の帰属は、全て浅口市とする。

8. その他

① 機密保持

- (ア) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。契約終了後も同様とする。
- (イ) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合は、書面によって事前に承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。

② 再委託の制限

- (ア) 本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は、事前に本市の承認を得ること。
- (イ) 再々委託については認めない。

③ その他

- (ア) 本業務の履行について疑義が生じたとき、又は、本業務に伴い本市と交わす契約書に定めない事項については、本市及び受託者の双方で協議の上決定すること。
- (イ) 本業務の実施に際して、浅口市情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。
- (ウ) 本業務に係るコンサルティング・調査・報告・交通費等の一切の経費は、委託金額に含まれるものとする。
- (エ) 本業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (オ) 受託者は、本業務において知り得た情報システムの仕様に関連する調達の入札には参加できないものとする。